

「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」開催要領

1. 目的

地域脱炭素政策の推進については、国・地方脱炭素実現会議による地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月11日）策定及びこれを踏まえた地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）の改訂以降、2025年度までの5年間を集中期間として、あらゆる分野において、関係省庁が連携して、脱炭素を前提とした施策を総動員していく方針に沿って、取組を進めてきた。

政府としては、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について、今年度末目途の計画改訂を目指して審議していくこととしており、地域脱炭素政策についても2026年以降の取組について具体化を図る必要があるため、地域脱炭素政策の今後の在り方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素政策の今後の在り方に関する検討会」を開催する。

2. 構成

- （1）検討会は、学識経験者等からなる委員をもって構成する。
- （2）検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- （1）検討会には座長を置く。
- （2）座長は検討会の議事運営にあたる。
- （3）座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- （4）座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- （5）委員の代理出席を原則として認める。ただし、当該委員の委任を受けた場合のみとする。
- （6）検討事項に応じて、委員以外の学識経験者や専門家等の検討事項に関連ある者を臨時委員又は講師等として招へいすることができる。
- （7）検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- （8）公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1か月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省大臣官房地域政策課、同地域脱炭素事業推進課、同地域脱炭素政策調整担当参事官室、環境省地球環境局地球温暖化対策課及び本委託事業の受託者であるデロイト トーマツ コンサルティング合同会社において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。